

ケアマネは国語力も...

(副題：正しい名称を

サービスや加算を位置づける理由文のキーワードあり！

訪問介護で、それは代行？同行？自立支援の視点は？)

各務原市内での実地指導後のケースをヒアリングしてまとめました。

内容はひとつの事例を通して、他の複数のケースを織り交ぜています。一連の流れのよう
でかなり脱線した内容も多いです。お含み頂き、読みすすめてください。

担当官（記名は、とあるケース）

***さま 岐阜県高齢福祉課地域福祉係主事 …介護報酬関係書類審査

***さま 岐阜県障害福祉課（？） 担当者 …人事・給与関係、運営基準等審査

***さま 各務原市健康福祉部介護保険課課長（研修として同席）

***さま 各務原市健康福祉部高齢福祉課主事（研修として同席）

実地指導

・当日までのスケジュール

45 日程度前 実地指導日時調整 電話にて

40 日前 実地指導通知 郵送にて

7 日前までに提出 実地指導事前提出書類…自己点検シート、運営規定、重要事項説明書、
契約書、個人情報取り扱いに関する同意書、勤務（前月実績表）（別紙 1）

・当日（事前案内では 10 時から 16 時を予定）

10：00 施設内見学

トイレ 共用タオル確認 . . . ①

自己点検シート（別添）のチェック . . . ②

当日確認書類

●人事給与関係 . . . ③

●その他運営基準 . . . ④

臼井さんが点検中に、堀さんが前月の介護給付費明細書・給付管理票をチェ
ックし、提出カルテも選定。

10：45 ●介護報酬関係書類 . . . ⑤

別のケースでは休憩前の時間くらいで、六月分請求書を見て、利用者の指定

をしてお昼休みに入った様子。このケースは7件抽出された

12:00~13:00 昼休み

13:00 ひきつづき、カルテ確認

14:30 総評

14:45 終了

① のところで

最初に、共用タオルが置いてないか、トイレを確認された。

紙タオルのみ置いてありOK

施設内を一通り見学されたケースもあった。脱線した話題の中で、の人員基準や、掲示、施設の運営状況を把握されている様子を感じた。

② のところで

- 書類の保管期間が運営規程に記載してなければよいが、記載あれば5年になっているか？の確認有り
- 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項（27年4月からの変更点）を運営規程上にうたうことについて指摘を受けた。掲示物には開設時から記載があったが、運営規程に記載してなかったため、記載し修正したものを10日以内に変更届にて提出。
- 個人事業主は、法人に対して、個人情報の誓約書を退職（会社整理）した後もきちんと起こすこと。個人であり行っていなかったが、個人でも法人代表者に対して誓約書を取り交わすよう、書類を作成し保管。
- 個人情報保護に対するものを別添でつけるケースがあるが、契約書の最終分に文面を入れることで了承されており、今回も何も指摘なし。
- 書庫は鍵が閉まるかどうか？外出時も鍵してあるかどうか？を確認され、もちろんYESと。

③のところで

- 当日確認書類の上部から一つ一つ確認された
- 税理士さんに依頼しており、財務の内容、納税関係の書類あり。きちんとチェック。
- 非常災害は（入念な準備あるも）なんのチェックもなくパス。
- 職員の研修は、部会や他の研修会などでOK
- 職員の健康診断、レントゲン胸部写真の検査結果等ありOK（職員の感染症チェックがされているか気にされていた）

④のところで

- 勤務表確認（一人でタイムカードなしでも、表を確認する）

- 複数の事業所で、職員の勤務表（フレックスなど特別なケース含む）をきちんと確認された。事業所によりタイムカードがない場合（届出等勤務形態によりもちろん合法）などで、タイムカードがなくてもどのような勤務形態で実態はどうだったかについての記録は必要
- 兼務者とケアマネとしての実働時間が明確にするようにと指導をいただくケースもあり。
- ケアマネの資格者証の期限の確認、運転免許証期限を確認
- 相談、苦情ファイルを作っているか？お金にならない仕事についてもファイルして閉じてあり、読んでみえた。

⑤のところで

特定事業所集中減算を確認…直近の他、さかのぼりファイルされているかも確認。今後は80%、全サービス対象になるがどうか、尋ねられる。訪問入浴介護等が引っかかると思うと話す。理由書の提出が必要なことを教えていただく。

担当官が抽出されたプラン（複数事業所のヒアリングを混ぜてます）

- まず、通院時乗降介助(1)
- ヘルパーサービスが複数ケース（使い分け）(2)
- ショートステイ 30日利用のケース(3)
- 有料老人ホームの入居の方(4)
- 入退院等加算のあるもの(5)
- 初回利用開始の方（6）
- 要介護1の福祉用具貸与のみ（7）
- サ高住内のディサービス利用者（8）
- 新規訪問介護事業所利用（9）

(1)・サービス計画書2のサービス内容に、乗降介助のサービスを含む訪問介護は、移動支援ではなく移動介助と。的確な言葉を正しく使いましょうと指摘を受ける。

・総合的な援助の方針の中に、乗降介助が必要である文章を入れる必要があることを指摘あり（訪問介護の制度の方に記載されています。添付資料を見てください）家族が援助できない現状等もアセスメント等に記載要等。

(2)3か所の訪問介護事業所を利用しているケースがあり、使い分けを尋ねられた。援助内容が違い、利用目的や使い分けについて説明。たぶんほめられたと思います。

実際として、きちんとした理由付なく、お客様希望の歴史で追加になったケースなどはケ

アマネとしての考えをきちんと添えることが必要と思われる。

(3)理由を尋ねられる。本人の自宅での生活の困難さ（認知症）、家族負担、家族構成の複雑さ等を説明し OK

(4)・有料、訪問介護併設の市内の某事業所ヘルパーさんのところを抽出、サービス事業所名はチェックが入っている様子。4月から同一建物減算のところ。

・有料老人ホームの契約内のサービス等は何か、たとえば毎日見守り訪問しますとかがあるとすれば、それと介護保険内のサービスの違いを居宅サービス計画書（2）にそれぞれを明記するように指導を受ける。有料が何をやってくれて、そこで賄えないところが介護保険サービスである内容を明確にしてくださいとすることである。

よって、インフォーマルサービス、施設独自の無料サービス（入居特典）をケアプランにより明らかにする必要などを指導いただいたケースもあった

(5)入院時情報連携加算Ⅰはどうしているか問われる。「病院に行って、看護師さんに情報提供書を渡し、状態を聞き、在宅の様子や嚙下・運動器リハ等のお願い等をしてくる」と現状を話し OK。だが、〇〇さんに情報提供する、と支援経過に記載してあるが、面談した、と記載するように指導を受ける。もちろん、誰々と、記名しながら。病院に持って行って渡すだけはⅠはとれずⅡ、Ⅰは病院職員等（看護師、MSW）と面談が必須である。受付さんとでは利用者さんのことを語っていないので、加算Ⅱ。

(6) 受付シート、契約書、アセスメントから、一連の流れ書式を見られる。特にしてきなし。もちろんアセスメントはきちんと確認される。

(7) 福祉用具の事業所に計画書の第一表を渡しているか、確認される。特に問題なし

(8) サ高住内でディサービス利用者がサ高住から来ているのか、の質問を受ける。通常の在宅の利用者さんだったのでそれ以上質問なし

(9) 新規の訪問介護事業書利用で、夜間対応ができていないか？の質問があり。特にそれ以上なし

他に

- 生活援助中心型の訪問介護

生活援助のあるプランは、居宅サービス計画書（1）算定理由について○を入れると言われる。

生活援助中心型とは、生活援助しかプランに入っていないものと解釈していた…ため、違う旨、説明を受ける。国語力か。そもそも介護保険スタートの時は、そんなコーナーはなかった…。確か以前もどなたかに教えていただいた気がするが、また自己勝手解釈になっていた…。

居宅サービス計画書のコピーを持ち帰られた。

- このあたり訪問介護のサービス内容を示したサービス計画書を事業所から頂き保管していたのでスムーズに進むが一般的には厳しい質問のように見受けられる。
- 訪問介護で、計画書(2)に、調理支援と記載しているのに対し、援助内容を尋ねられた。やってあげる援助か、自立につながる援助か。やってあげる援助なら生活～、自立につながる援助なら身体～の請求。このご利用者には、どちらが妥当かアセスメントは？ 意見交換、検討会になった。(以前なら、身体～で請求すれば、評価やいつ自立につながるか等の検証が必要で、かなりたたかれる事態だったと思われる。今回、プランは自立のつながる～、と言う観点で、身体～の請求が良いのではないか等の意見が出て検討されており、自立につながるプランかどうか、のキーワードを感じた)
- 褥瘡予防等で、家族の役割をサービス計画書(2)に入れるよう指導をいただく。
- モニタリング、アセスメント、計画書、サービス担当者会議録等、自己点検しやすいよう、順にきちんと綴じてあり、チェックもしやすさあり。自宅訪問記録も大きなツッコミなくサラサラと。たぶん1年さかのぼり、書類や記載の有無をみられたと思うが、サラサラ済んでしまった感あり。
- 退院前の会議録中にミトンの記載あり。身体拘束の点で、気になりますねと指摘。退院後はなかった旨話し、次に話が移った
- 訪問介護さんでの喀痰吸引についての利用者はありますか？についての質問。訪問者が看護資格を持つ人のため特に指摘なし。
- 個別サービス計画書をいただいていますか？ 一杯いただき綴じてありスルー。回収できてない事業所のチェックはなかった。

最後に総評をもらう

- サービスが多彩、介護保険以外の障害とかのサービスやインフォーマルも位置づけてあり、良いと言われる。
- 後日、実地指導結果を送付すると、それから必要書類を提出してくださいと指示あり。

その他、気づいたこと、

- 実地指導は担当官ごと、週2回程度訪問されている。他の日は内勤で実地指導前後の事務処理等に充ている。
- わざわざ、「ほかの場合も見られます？」とカルテを何冊かお出しし、墓穴を掘る余計なことを話したことをしたかも。

- 通知とともに別紙1、2、別紙が来ており、事前に提出すべきもの、当日確認すべき内容をもらえた、心構えはできた。
- 当日書類の用意のものはすべてチェックせず
- 過去の担当官（近藤様るとき）に計画書を毎月本人・家族に確認しているかと尋ねられ、計画書に確認の日付と同意のサインをいただいているが、今回の担当官は、「初めて見た」と。毎月の計画書の内容確認は、よい事ですね、と。
- 指摘の中で、もう少し計画を具体的に書くように、プランの言葉遣いについて指摘を受けるが、計画書123については、家族の関係を保つために最低限のことしか書けないケースもあることを担当官に話し、理解も得る。
- 個人事業所なので、特定～等のチェックなし。
- 医療との連携はハードルが高いですか？と尋ねられる。医師からおしかりを受けたことも何度もあるが、医師も自分の患者さんをととても大事にされており、まずは会いに行き挨拶し、意見を賜っている。ただ、診療終了後を待っていると20時になったり21時になったりする話を話す。
- 今回同席された各務原市の方々は、今後ご自分たちが、書類の内容、国語的な問題、もろもろチェックや指導等をしていくことについて重みを感じられていたように思います。
- 特定事業所加算Ⅱなどを頂いているケースは毎週の会議の議事録、研修の進み具合をチェック。一部議事録をもっと詳細に、と指導を受けるケースもあれば、さらりと流れるケースもあれば様々。議事録ないのはもちろんアウト。
- 代筆者による記載の際は、（代）と氏名を書くように、と指導を受ける

みなさまお疲れ様でした。

文責 稲垣光晴